

第 3 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和 3 年 1 1 月 1 9 日 (金)

午前 1 0 時

ところ 第 1 委員会室

付議事項

1 令和 3 年第 4 回 (1 2 月) 定例会に関する事項について

(1) 会期案について

1 1 月 2 4 日 (水) から 1 2 月 1 7 日 (金) までの 2 4 日間

議案件名・・・**資料 1**

(2) 請願書の取扱いについて・・・**資料 2**

- ・野田自治会内寝太郎用水路擁壁嵩上げに関する請願書
- ・議会が「議員として最低限度の自覚」を持つための取り組みを求める請願

(3) 議事日程案について・・・**資料 3**

(4) 陳情・要望書等の取扱いについて・・・**資料 4**

- ・令和 4 年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い
- ・地域建設産業の再生に関する要請書
- ・住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書
- ・用水路 (通称大河川) 川床の原状回復及び浸食防止対策に関する陳情書
- ・議会の規律を乱す議員への対応及び議会自律権維持の為の懲罰制度のあり方について
- ・改選後の議会運営に関する要望書

2 デジタル化推進特別委員会設置の要望書・・・**資料 5**

3 その他

全員協議会の開催日

1 1 月 2 4 日 (水) 午前 9 時 3 0 分 議運決定事項の報告

令和 3 年第 4 回（1 2 月）定例会議案名

● 市長提出議案：議案 2 0 件（うち報告 1 件）

○総務文教常任委員会所管（3 件）

- (1) 議案第 9 3 号 山陽小野田市厚狭地区複合施設条例の一部を改正する条例の制定について (地域)
- (2) 議案第 9 4 号 山陽小野田市公民館条例を廃止する条例の制定について (社会教育)
- (3) 議案第 9 8 号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第 2 期）を定めることについて (大学)

○民生福祉常任委員会所管（7 件）

- (1) 議案第 8 2 号 令和 3 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について (国保)
- (2) 議案第 8 3 号 令和 3 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）について (高齢)
- (3) 議案第 8 4 号 令和 3 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について (国保)
- (4) 議案第 8 7 号 山陽小野田市地域交流センター条例の制定について (市民活動)
- (5) 議案第 8 8 号 山陽小野田市福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について (社福)
- (6) 議案第 8 9 号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (国保)
- (7) 議案第 9 7 号 山陽小野田市環境衛生センター長期包括運転管理事業請負契約の締結について (環境)

○産業建設常任委員会所管（8 件）

- (1) 議案第 8 1 号 令和 3 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）について (都計)

- (2) 議案第 85 号 令和 3 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 3 回）について（公営）
- (3) 議案第 86 号 令和 3 年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第 2 回）について（下水）
- (4) 議案第 90 号 山陽小野田市労働会館条例の一部を改正する条例の制定について（商工）
- (5) 議案第 91 号 山陽小野田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について（都計）
- (6) 議案第 92 号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について（都計）
- (7) 議案第 95 号 山陽小野田市商工センターの指定管理者の指定について（商工）
- (8) 議案第 96 号 山陽小野田市労働会館の指定管理者の指定について（商工）

○一般会計予算決算常任委員会所管（1 件）

- (1) 議案第 80 号 令和 3 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 13 回）について（財政）

○報告（1 件）

- (1) 報告第 10 号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の業務実績に関する評価結果報告について（財政）

請 願 書

令和3年11月14日

山陽小野田市議会議長
高松 秀樹 様

請 願 者

住 所 山陽小野田市大字山州2 4 2 5
氏 名 野田自治会長 [REDACTED]
須 子 諭 [REDACTED]
電 話 [REDACTED]

外10名

紹 介 議 員

山陽小野田市議会議員
宮 本 政 志 印 [REDACTED]

山陽小野田市議会議員
松 尾 数 則 印 [REDACTED]

野田自治会内寝太郎用水路擁壁の嵩上げに関する請願書

請願事項

- 1) 野田自治会内寝太郎用水路浸水対策の擁壁嵩上げ (55m)
- 2) 傾斜が厳しく草刈等の維持管理が困難な箇所 of 擁壁嵩上げ (180m)



請願理由

自分達の地域は、自分達で守って行く。自治会内の環境美化等の基本は、自助・共助で実施。しかし、高齢化が進み、自助・共助にも限界が今日来ております。

寝太郎堰、寝太郎用水路は、疎水百選・山陽小野田市ふるさと文化遺産に登録されており、この堰により、旧山陽町の中心部が発展し今日の繁栄の基礎が築かれたことは事実であります。

又、地域や学校での郷土学習や観光資源として、さらに鴨庄・山川地域の消防用水にも活用され、郷土愛の醸成や市のイメージアップに活用されている特殊性のある施設です。

昭和43年(1968年)分水場が造られ鴨庄上～山川地区(野田自治会内)にも流れるようになりました。

しかし、完成後、半世紀以上が経過しており、用水路は老朽化が進行。擁壁には亀裂やコンクリートの破損等が生じて来ております。

さらに土手は、傾斜が厳しく擁壁の天端は、雨により浸食され、上部の土が崩れ落ち足場が取れなく、草刈隊が入れない状況です。又、南北の高さが違い、南側が50cm～1m近く低くなっております。

近年、ゲリラ豪雨・線状降水帯・大型台風等の異常気象で水がオーバーフローし床下浸水にみまわれた家が数件あります。

今後、堤防がいつ決壊し南部の鴨庄全域から総合事務所、厚狭市街地一帯まで浸水し、甚大な被害をおよぼす可能性があります。

地元住民は、大雨の度に、不安で夜も寝られない状態が続いております。

自治会としては、土手の草刈、自己防衛でオーバーフローする箇所に土嚢を積み上げる作業並びにブロックの積み上げや取水口に蓋等の取り付け等を行っています。

しかし、これ以上の、維持管理は、地元負担で実施するのは、困難です。今日の異常気象状況化の中での雨量に対して、構造的に瑕疵がある施設のように思えます。

これらを解決するには、擁壁の嵩上げが唯一解決できる方法だと思います。

私達は、これらの維持管理を子や孫の代に押し付ける訳にはいきません。これらの事項を解決できますように、関係機関(国・県・市)に働きかけて頂きますよう、宜しくお取り計らい願います。

請 願 者 名

	氏 名	住 所	印
1	古 谷 陽 介	山陽小野田市大字山川2264番地1	●
2	大 賀 信 治	山陽小野田市大字山川233番地12	●
3	小 林 貢	山陽小野田市大字山川2349番地	●
4	須 田 要 輔	山陽小野田市大字山川2351番地1	●
5	小 林 靖 生	山陽小野田市大字山川2265番地1	●
6	大 石 淳 三	山陽小野田市大字山川2290番地1	●
7	野 村 雅 見	山陽小野田市大字山川2284番地	●
8	縄 田 一 典	山陽小野田市大字山川2385番地2	●
9	倉 橋 英 子	山陽小野田市大字山川2252番地2	●
10	須 子 一 夫	山陽小野田市大字山川2296番地	●

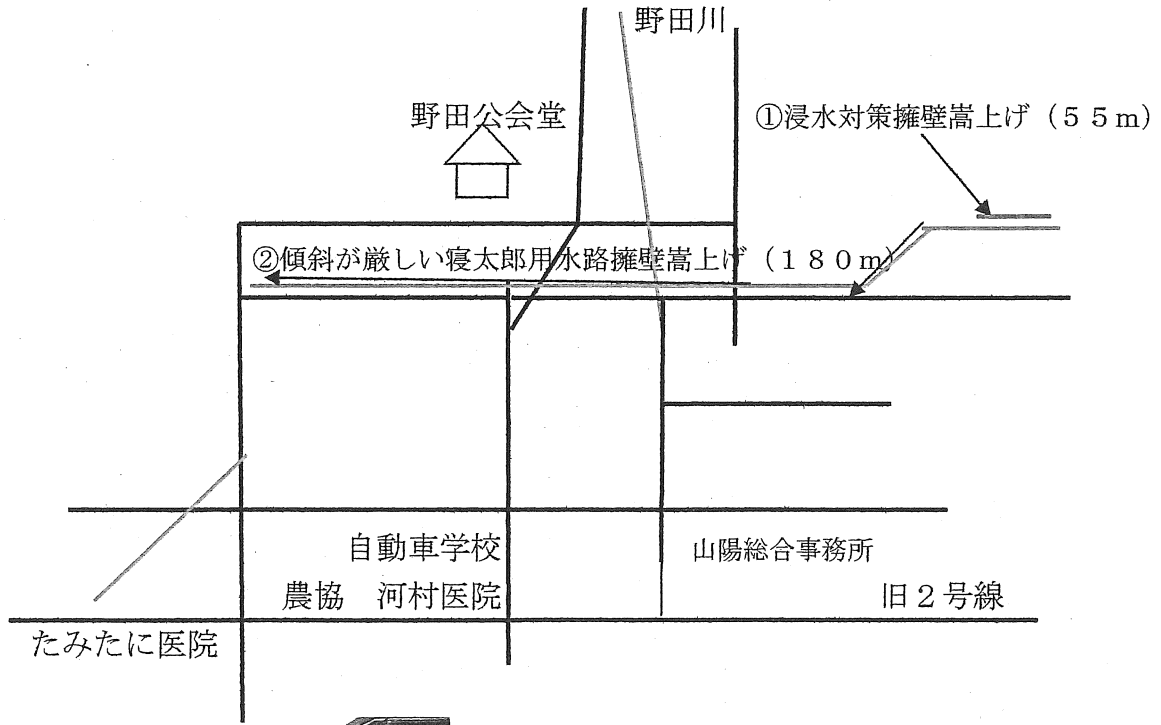
野田自治会内寝太郎用水路擁壁の嵩上げに関する

資

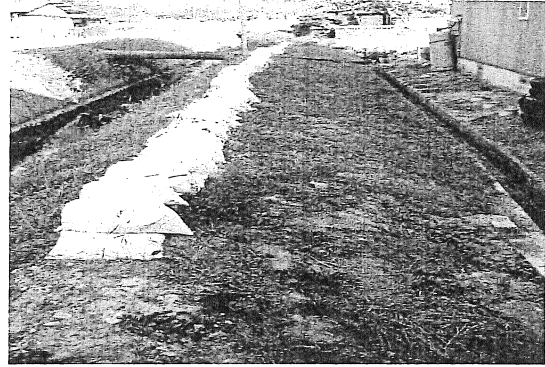
料

別府

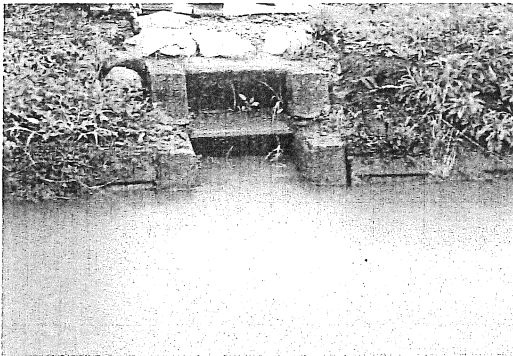
野田



① 自治会員による土嚢積み



① 土嚢積み



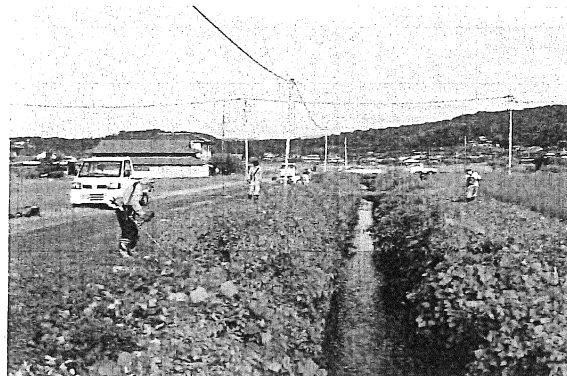
① 土手に陥没、コンクリートに亀裂



① 梅雨の大雨で浸水した箇所



② 傾斜が厳しく足場がない



②足場が取れ為、上部のみ草刈

2021年11月18日

山陽小野田市議会
議長 高松 秀樹 様

山陽小野田市小野田 3929 C-202

樋口 晋也

紹介議員 森山 喜久

請 願 書

請願内容

議会が「議員として最低限度の自覚」を持つための取り組みを求める請願

請願主旨

市議会議員選挙において新しい議会の顔ぶれが揃い、10月の臨時議会において議長選挙が行われ新しい議長が就任しました。その結果を見てみると、22名の議員による投票で無効票が3票ありました。

この無効票とは一体どういう意味があるのでしょうか。この3票を投じた3人の議員は市民の支持を得て議会に出てきた自覚があるとは思えません。

この3人は、もしも「議事を任せることのできる人材がない」からと自らが名乗りを上げることもせずに無効票を投じたとすれば無責任極まりない行為で、この議会の存在を否定するものであり看過できません。

しかしながら選挙で選んだ責任は市民にあります。その市民の責任を議会として放置せず、議会が私たち市民意識の底上げをいかにして行うか、また議員の資質をいかに育てるか、その取り組みは議会改革の本旨ではないかと考えています。

議会は教育機関ではありませんし、議員教育とは本来あるべきことではありませんが、今回のような「稚拙な行動をとる議員が存在する」山陽小野田市議会である現実を議会は真摯に受け止める必要性を感じます。

つきましては、この度の事例を一つの契機として議員意識の底上げのための取り組みを行っていただきますようお願いいたします。

以上



令和 3 年第 4 回（1 2 月）定例会議事日程（案）

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
1 1	2 4	水	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告（事務報告） ・報告 1 件を報告及び質疑 ・議案 1 9 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託 ・請願 2 件の委員会付託報告
			本会議終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会 総務文教分科会 ・総合計画審査特別委員会 産業建設分科会
1 1	2 5	木	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会 民生福祉分科会 ・総合計画審査特別委員会 民生福祉分科会
			午前 1 0 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会 産業建設分科会
1 1	2 6	金		委員会	・予備日
1 1	2 7	土		休 会	
1 1	2 8	日		休 会	
1 1	2 9	月		休 会	
1 1	3 0	火		休 会	
1 2	1	水		休 会	
1 2	2	木		休 会	
1 2	3	金		休 会	
1 2	4	土		休 会	

12	5	日		休 会	
12	6	月	午前9時30分	本会議	・一般質問（ 人）
12	7	火	午前9時30分	本会議	・一般質問（ 人）
12	8	水	午前9時30分	本会議	・一般質問（ 人）
12	9	木	午前9時30分	本会議	・一般質問（ 人）
12	10	金	午前9時30分	本会議	・一般質問（ 人）
12	11	土		休 会	
12	12	日		休 会	
12	13	月		休 会	・議事整理日
12	14	火		休 会	・議事整理日
12	15	水	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会
			委員会終了後	委員会	・総合計画審査特別委員会
12	16	木		休 会	・議事整理日
12	17	金	午前10時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、 討論及び採決 ・閉会中の調査事項について

令和 3 年 8 月 25 日

都道府県議会議員 様
市区町村議会議員 様

千代田区神田小川町 3-28 昇龍館ビル 4F
公益社団法人 日本理科教育振興協会
会 長 大久保 隆

令和 4 年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い

すでに、小学校・中学校では、新しい新学習指導要領が実施されています。

理科教育においては、益々、**〔観察・実験〕** が重視され、今回初めて、学習指導要領の中で小中共に、「環境整備に十分配慮すること」という一文が加えられました。**〔観察・実験〕** 重視の視点から、これが十分実施できる理科教育環境整備に対する対応が重要であることが論じられています。

しかしながら、当協会の調査においては、小中高等学校の理科教育環境はまだ十分とは言えず、観察・実験の実践には、設備器具（観察・実験器具）の不足や、薬品や消耗材料の不足、実験準備・後片づけの時間など現場の教師に係る負担が多い等の指摘が挙げられています。

私どもの調査では、学校現場で最も困っていることが、9 年連続で、小中高ともに「観察・実験機器の不足」と挙げられています。理科教育設備整備費等補助金事業は、小中高の観察・実験機器の整備拡充のための予算ですが、補助をうける団体が総事業費の半分を負担する事業となっています。

故に、積極的に理科教育設備整備費等補助金を取り込み、観察実験機器の充実に着手されている自治体とそうでない自治体との地域格差も生じています。

については、理科教育環境向上のため、下記の事項にご配慮賜りたく要望いたします。

- ・ 令和 4 年度 理科教育設備整備費等補助金の計上をお願いします
【理科教育設備整備費等補助金事業への積極的な取り組みをお願いします】
- ・ 観察実験に伴う消耗品について、十分な予算措置をお願いします
- ・ 理科観察実験が十分に行える場所（理科室）の確保にもご留意ください
- ・ 実験支援員の配置にも十分にご留意をお願いします

貴自治体管轄の小・中・高等学校の理科教育環境はいかかでしょうか。理科教育について、充実した観察・実験授業を児童・生徒に体験させることができているのでしょうか。使用できない古い機器がたくさん理科室に残ってはいませんか。消耗予算は足りていますか。実験に際して、先生は準備や後片づけは時間的な支障なくできていますか。現状の理科教育について、貴自治体教育委員会にお尋ねください。

（別紙、昨年度調査を踏まえて「観察・実験こそ理科教育の基本です」パンフをご参照ください）

貴自治体管轄の全ての小・中・高等学校 理科教育環境向上のため、積極的な予算措置をお願い申し上げます。



本件のお問合せ先

公益社団法人 日本理科教育振興協会 常務理事 石崎
〒100-0052 千代田区神田小川町 3-28 昇龍館ビル 4F
TEL : 03-3294-0715 E-mail : info@japse.or.jp

令和3年9月9日

山陽小野田市議会議員 小野 泰 様

地域建設産業の再生に関する要請書

山口県建設労働組合（建設山口）

執行委員長 吉村

小野田支部長 竹本

日頃より当組合に対するご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

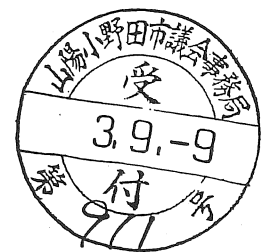
安全な国土の維持形成や良好な生活環境を支える建設産業において、将来にわたる技能労働者の確保・育成が重要な課題となっています。そのために、9年連続しての公共工事設計労務単価の引き上げ、働き方改革の推進、建設業の担い手確保対策等を盛り込んだ公共工物品確法・建設業法・入契法の「新・担い手3法」改正、社会保険加入推進、建設キャリアアップシステム（CCUS）・建退共制度の普及・促進、一人親方問題検討会の設置など、技能労働者の処遇改善にむけた国と業界をあげての取り組みが進められています。

しかし、技能労働者の賃金や社会保険加入の状況は若干の改善は見られるものの、依然として他産業との差は埋まらず、若年者が未来を託す産業となり得ていない実態にあります。建設業就業者の29歳以下の割合は、若干改善されたものの55歳以上の割合は36%と高く、建設業を支えてきた高齢者層の「大量離職」が現実のものとなり、取り組みは急務です。

地域建設業の再生と未来のために、私たちは若者の入職促進、技術・技能の継承の取り組みを進めており、とりわけ技能労働者への適切な水準の賃金確保と労働環境の改善をめざして、以下の項目について早急に実現されるよう要請いたします。

記

1. 公共工事設計労務単価が9年連続で引き上げられたことに対応し、すべての建設労働者の賃金と下請事業者の法定福利費、国交省が示している雇用に伴い必要な経費約41%等、必要な諸経費を含む契約単価の引き上げ、適正な積算・工期での発注等、施策をいっそう推進してください。
2. 「新・担い手3法」の具体化を進めてください。市発注工事における公正な元下関係・取引、適正な労働環境、法定福利費を適切に含んだ単価と賃金の支払いを確保してください。
3. 市発注の工事における建設労働者の賃金実態や就労環境を把握してください。



4. 社会保険加入推進にあたっては、「健保適用除外」制度と建設国保組合を活用した厚生年金加入に留意し、現場での周知など具体策を講じてください。
5. 公契約条例を制定し、工事契約を介して受注関係者に一定額以上の賃金の支払いと適正な労働条件等の確保を求め、地域建設産業の発展、好循環を図ってください。
6. 適正な工期設定を推進し、週休2日の導入に必要な経費を適確に計上し、公共工事における働き方改革を進めてください。
7. 建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及・促進を図ること。入札制度等におけるCCUS登録への評価、モデル現場設定、現場でのカードリーダー設置費用の負担等、普及・促進策の検討を進めてください。
8. 新型コロナウイルス感染症に関連した現場での感染防止策の徹底、それに伴う費用追加・工期延伸等の実施、現場休工への休業補償など、下請業者・現場従事者への対応・対策を講じてください。

公契約条例一覧表（類型別）

類型	都道府県	自治体名	公布日	施行日 (※改正)	審議会 設置	全建総連 委員	
賃金条項が盛り込まれた条例	埼玉県	草加市	2014/9/17	2015年4月	○	◎	
	埼玉県	越谷市	2016/12/22	2017年4月	○	○	
	千葉県	野田市	2009/9/30	2010年2月	○	○	
	千葉県	我孫子市	2015/3/24	2015年10月	○	○	
	東京都	千代田区	2014/3/20	2014年10月	○	○	
	東京都	新宿区	2019/6/21	2019年10月	○	○	
	東京都	目黒区	2017/12/7	2018年10月	○	○	
	東京都	世田谷区	2014/9/30	2015年4月	○	○	
	東京都	渋谷区	2012/6/22	2013年1月	○	○	
	東京都	足立区	2013/9/30	2014年4月	○	○	
	東京都	杉並区	2020/3/16	2020年8月	○	○	
	東京都	江戸川区	2021/6/22	2021年10月	○		
	東京都	日野市	2018/3/31	2018年10月	○	◎	
	東京都	国分寺市	2012/6/28	2012年12月	○	○	
	東京都	多摩市	2011/12/22	2012年4月	○	○	
	神奈川県	川崎市	2010/12/21	2011年4月	○	○	
	神奈川県	相模原市	2011/12/26	2012年4月	○	○	
	神奈川県	厚木市	2012/12/25	2013年4月	○	○	
	愛知県	豊橋市	2015/12/17	2016年4月	○		
	愛知県	豊川市	2018/9/27	2019年2月	○		
	兵庫県	三木市	2014/3/31	2014年7月	○	○	
	兵庫県	加西市	2015/3/25	2015年9月	○	○	
	兵庫県	加東市	2015/7/1	2015年10月	○	○	
	高知県	高知市	2014/9/26	2014年9月	○	○	
	福岡県	直方市	2013/12/20	2014年4月	○	○	
	8都府県	25			25	23	
	公契約の総則的事項を規定（賃金条項なし）	北海道	旭川市	2016/12/13	2016年12月	△	
		青森県	八戸市		2021年4月		
		岩手県		2015/3/27	2016年4月	○	
		岩手県	花巻市	2017/12/7	2018年4月	—	
		岩手県	北上市	2018/12/21	2019年4月		
		秋田県	秋田市	2013/3/21	2014年4月	—	
		秋田県	由利本荘市	2017/12/22	2018年4月	△	
		山形県		2008/7/18	2008年7月	(評議委)	
		福島県	郡山市	2016/12/21	2017年4月	○	○
		群馬県	前橋市	2013/3/29	2013年10月	—	
		東京都	葛飾区	2021/3/26	2021年4月		
		石川県	加賀市	2016/3/22	2016年7月	△	
		長野県		2014/3/20	2014年4月	○	○
長野県		長野市	2020/12/25	2021年4月	△		
静岡県			2021/3/17	2021年3月	—		
岐阜県			2015/3/24	2015年4月	△		
岐阜県		大垣市	2016/3/24	2016年4月	△		
岐阜県		高山市	2017/12/21	2018年4月	△		
岐阜県		岐阜市	2020/3/30	2020年4月	△		
愛知県			2016/3/29	2016年4月	□		
愛知県		碧南市	2017/3/25	2017年7月	—		
愛知県		大府市	2018/3/27	2018年4月			
愛知県		尾張旭市	2017/12/25	2018年4月	△		
愛知県		田原市	2018/12/20	2019年4月			
愛知県		豊明市	2020/2/1	2020年2月			
愛知県		西尾市		2020年4月			
愛知県		東郷町	2020/3/24	2020年4月	△		
愛知県		岡崎市		2020年4月	協議の場		
愛知県		瀬戸市	2021/6/25	2021年10月	意見聴取		
三重県		津市	2017/12/21	2018年4月	○	○	
三重県		四日市市	2014/10/6	2015年1月	○	○	
京都府		京都市	2015/11/11	2015年11月	(審査委員会)		
京都府		向日市	2018/3/23	2018年4月	—		
兵庫県		尼崎市	2016/10/21	2016年10月	—		
兵庫県		丹波篠山市	2018/12/26	2019年4月	○		
奈良県			2014/7/10	2015年4月	○		
奈良県		大和郡山市	2014/12/18	2015年4月	○		
和歌山県		湯浅町	2017/3/30	2017年3月	—		
広島県		庄原市	2018/12/20可決	2019年4月	△		
香川県		丸亀市	2016/3/29	2016年4月	—		
沖縄県		2018/3/28	2018年4月	(契約審議会)			
	那覇市		2021年4月	○			
20都道府県	42				4		

※「公権力的規制」は、支払いを条例により受注者に対して直接的に義務付けるのに対して、他は支払いを発注契約に含むことを条例に規定する民事的規整。

◆令和2年度・賃金アンケート回収状況

	①事業主	②一人親方	③常用・手間 請で働く人	計	回収率%	R2.3月末 組合員数
阿 東	7	25	20	52	76.5%	68
岩 国	293	510	811	1,614	90.3%	1,787
宇 部	292	699	424	1,415	85.4%	1,657
小野田	115	238	183	536	92.9%	577
吉 南	181	347	330	858	83.6%	1,026
下 松	232	360	505	1,097	85.7%	1,280
熊毛南	32	53	52	137	54.6%	251
下 関	206	599	238	1,043	89.6%	1,164
徳 山	131	324	280	735	98.1%	749
豊 浦	33	80	52	165	94.3%	175
長 門	39	94	35	168	94.9%	177
萩	39	83	48	170	89.9%	189
光	29	62	41	132	52.8%	250
防 府	148	300	251	699	71.0%	984
美 祢	24	82	49	155	92.3%	168
山 口	137	329	366	832	71.7%	1,161
柳 井	61	110	114	285	63.8%	447
計	1,999	4,295	3,799	10,093	83.3%	12,110

◆調査結果について（概況）

◎アンケートの回収枚数は、左表のとおり10,093枚でした。回収枚数は、初めて10,000枚を超え、過去最高の回収枚数となりました。令和2年賃金実態(全職種平均)は、事業主の支払い賃金が昨年より231円増の14,305円、一人親方の受取賃金が279円増の16,503円、常用・手間請で働く人の受取賃金が72円減の12,627円となりました。また、一人親方と常用・手間請の人の受取賃金の平均日額(全職種)は14,923円。昨年と比較すると223円増となりました。

◎賃上げの有無では、常用・手間請の人については上がったと答えた方が770人、下がったが44人となっています。一人親方については、上がった(上げた)と答えた方が218人、変わらない3,632人、下がった(下げた)175人、また、事業主については、上がった(上げた)574人、変わらない1,264人、下がった(下げた)が6人となりました。

◎年収(ボーナス・手当等を含めた総額)の全職種平均額は、一人親方が451万円(昨年450万円)、常用・手間請で働く人が376万円(昨年370万円)という結果になりました。

◎見積書の中に法定福利費を請求している事業主は28%となり、一人親方は健康保険料・国民年金保険料等にかかる経費を請求している方は27%となっています。しかし、公共工事設計労務単価が8年連続引き上がってるもの、公共工事に携わった方を対象にした調査の結果では上がったが198人(9%)で、変わらずが1,971人(88%)、下がったも81人(3%)となり、現場まで行き渡っていない状況が続いています。

◎土曜休日は常用・手間請の人をみると、月1回以上土曜日が休日になっている人は、全体の半数の56%です。また、建設業退職金共済制度については、事業主135人、一人親方519人、常用・手間請で働く人575人も「建設業退職金共済制度(建退共)を知らない」と答えています。引き続き制度の周知をはかる必要があります。

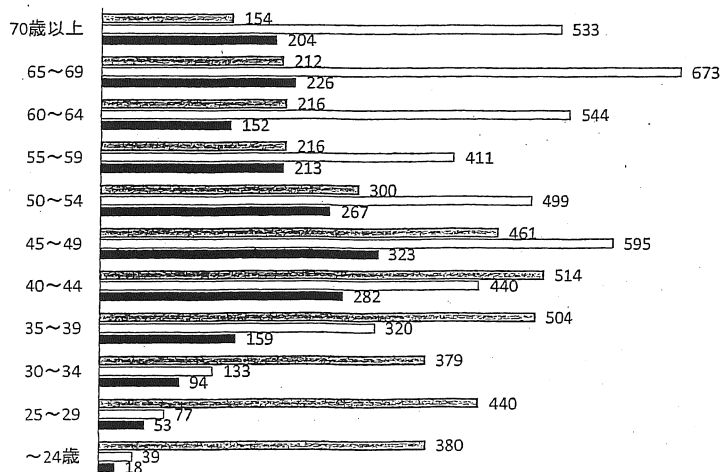
◆令和2年度 賃金アンケート集約数の内訳

(単位/人)

集約数合計	大工職集約数				各職集約数				職種未記入者数			
	事業主	一人親方	常用・手間 請で働く人	計	事業主	一人親方	常用・手間 請で働く人	計	事業主	一人親方	常用・手間 請で働く人	計
10,093	238	1,109	305	1,652	1,623	2,913	3,273	7,809	138	273	221	632

年齢別アンケート集約数の内訳

■常用・手間請けで働く人 □一人親方 ■事業主

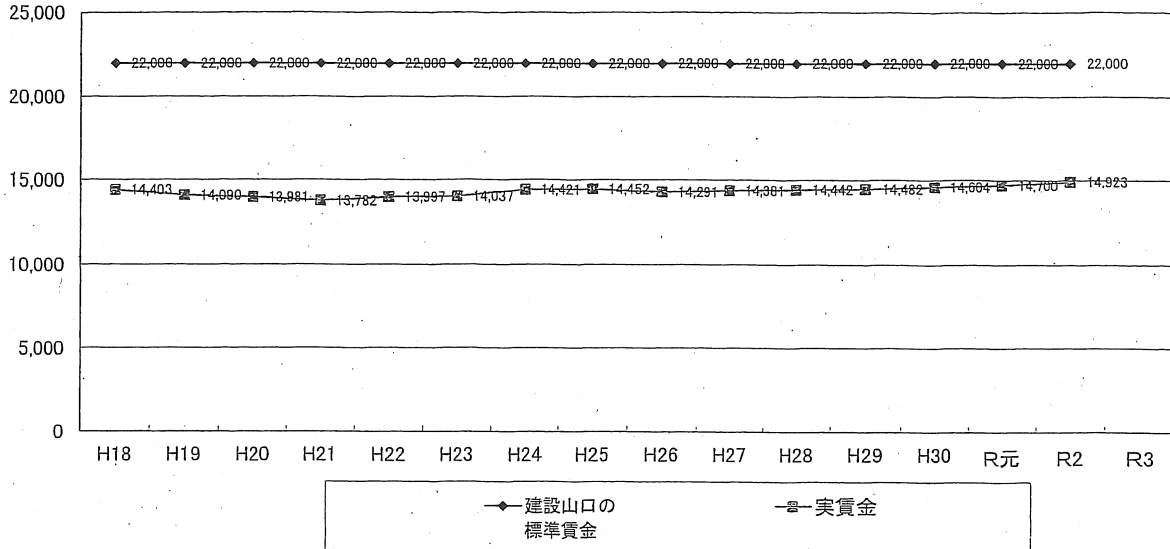


◆ 「建設山口の標準（目標）賃金」と「実賃金」の推移と比較

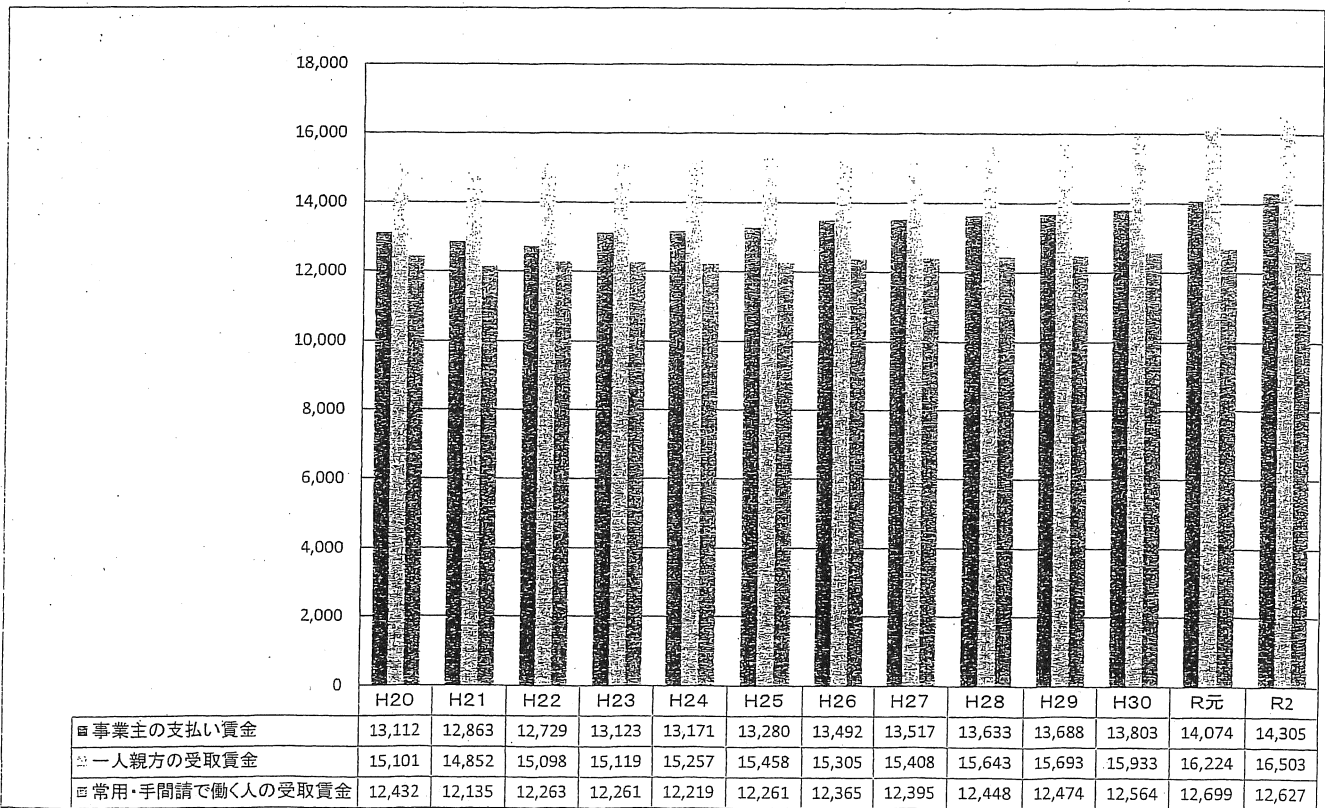
単位/円

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	
建設山口の標準賃金	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
実賃金	14,439	14,061	14,449	14,403	14,090	13,981	13,782	13,997	14,037	14,421	14,452	14,291	14,381	14,442	14,482	14,604	14,700	14,923		

※実賃金はアンケート調査の一人親方と常用・手間請の人の受取賃金の平均(全職種)



◆ 賃金実態 (全職種平均)



2. 公共工事をした方は1日の単価は上がりましたか？

		上がった	下がった	変わらず	備考
① 事業主	H26	29 (6%)	59(12%)	400(82%)	
	H27	75 (14%)	32(6%)	445(80%)	
	H28	68 (14%)	27(5%)	398(81%)	
	H29	52 (10%)	25(5%)	454(85%)	
	H30	58 (11%)	30(6%)	419(83%)	
	R元	60 (12%)	18(4%)	427(84%)	
	R2	57(11%)	25(5%)	446(84%)	

		上がった	下がった	変わらず	備考
② 一人親方	H26	22 (3%)	93(14%)	562(83%)	
	H27	38 (5%)	70(9%)	656(86%)	
	H28	51 (6%)	54(7%)	699(87%)	
	H29	34 (4%)	29(4%)	751(92%)	
	H30	36 (5%)	26(3%)	695(92%)	
	R元	37 (5%)	23(3%)	696(92%)	
	R2	45(6%)	39(5%)	687(89%)	

		上がった	下がった	変わらず	備考
③ 常用・手間請で働く人	H26	32 (4%)	33(4%)	783(92%)	
	H27	66 (8%)	17(2%)	785(90%)	
	H28	83 (9%)	31(3%)	819(88%)	
	H29	77 (8%)	22(2%)	880(90%)	
	H30	105 (10%)	18(2%)	881(88%)	
	R元	119 (10%)	7(1%)	909(88%)	
	R2	96 (10%)	17(2%)	838(88%)	

8年連続して公共工事設計労務単価が引き上がっているものの88%の方がいまだに変わっていないと回答

		上がった	下がった	変わらず	備考
計 (①+②+③)	H26	83 (4%)	185(9%)	1,745(87%)	
	H27	179 (8%)	119(5%)	1,886(87%)	
	H28	202 (9%)	112(5%)	1,916(86%)	
	H29	186 (8%)	76(3%)	2,085(89%)	
	H30	199 (9%)	74(3%)	1,995(88%)	
	R元	216 (9%)	48(2%)	2,032(89%)	
	R2	198 (9%)	81(3%)	1,971 (88%)	

平成26～令和2年度 賃金アンケート

公共工事 賃金調査 (建設山口)

◆公共工事設計労務単価が引き上がって現場へ反映されているか◆

1. 公共工事(下請を含む)をしましたか？

		回収枚数	はい	割合
① 事業主	H26	1,727	539	31.2%
	H27	1,748	565	32.3%
	H28	1,846	546	29.6%
	H29	1,898	577	30.4%
	H30	1,961	568	29.0%
	R元	1,922	555	28.9%
	R2	1,999	592	29.6%
② 一人親方	H26	4,045	714	17.7%
	H27	4,099	777	19.0%
	H28	4,215	820	19.5%
	H29	4,315	821	19.0%
	H30	4,251	775	18.2%
	R元	4,308	795	18.5%
	R2	4,295	813	18.9%
③ 常用・手間請で働く人	H26	3,176	907	28.6%
	H27	3,218	915	28.4%
	H28	3,358	975	29.0%
	H29	3,494	1,026	29.4%
	H30	3,610	1,051	29.1%
	R元	3,649	1,082	29.7%
	R2	3,799	813	18.9%
計	H26	8,948	2,160	24.1%
	H27	9,065	2,257	24.9%
	H28	9,419	2,341	24.9%
	H29	9,707	2,424	25.0%
	H30	9,822	2,394	24.4%
	R元	9,879	2,432	24.6%
	R2	10,093	2,408	23.9%

組合員の約4人に1人は
公共工事に携わっている
(1日も含める)

R03 年度 就労履歴登録の流れ（概要）

◎事業者登録 → 建設キャリアアップシステムへ

◎技能者登録 → 建設キャリアアップシステムへ（カード発行手続き）

〈インターネット申請・窓口申請〉

	誰が	何をするか	どこに	備考
①	元請 一人親方	・現場登録 ・施工体制登録 ・作業員名簿 の登録	建設キャリアアップ システム (WEB 上)	
②	元請 一人親方	カードリーダー 建レコ (アプリ) の設置	現場	※現在、現場ごとに電話 番号を付け、電話発信に よる就労履歴登録する システムも利用可。
③	技能者	カードをタッチ	カードリーダー	

※技能者がカードを忘れた場合は、後日、所属事業者によって就労履歴を直接入力。

◆料 金

種 別	料 金
事業者登録料 (5年ごと)	資本金ごとに 6,000~24,000 円 ※一人親方は 0 円
技能者登録料	簡略型 2,500 円 詳細型 4,900 円 ※2021年4月より
管理者 ID (1年ごと)	11,400 円 ※一人親方は 2,400 円
現場利用料	10 円



技能者（現住所）

No	都道府県	技能者ID数
	合計	601,373
1	北海道	31,539
2	青森県	10,099
3	岩手県	8,253
4	宮城県	19,799
5	秋田県	4,102
6	山形県	5,196
7	福島県	14,359
8	茨城県	11,277
9	栃木県	6,758
10	群馬県	6,354
11	埼玉県	43,337
12	千葉県	37,893
13	東京都	65,614
14	神奈川県	46,198
15	新潟県	10,363
16	富山県	4,737
17	石川県	5,795
18	福井県	4,161
19	山梨県	3,393
20	長野県	7,145
21	岐阜県	9,954
22	静岡県	12,755
23	愛知県	40,263
24	三重県	7,486
25	滋賀県	3,212
26	京都府	7,954
27	大阪府	43,323
28	兵庫県	17,358
29	奈良県	3,705
30	和歌山県	2,196
31	鳥取県	2,002
32	島根県	4,143
33	岡山県	7,344
34	広島県	15,195
35	山口県	5,864
36	徳島県	3,775
37	香川県	6,183
38	愛媛県	6,474
39	高知県	3,362
40	福岡県	20,816
41	佐賀県	3,279
42	長崎県	4,083
43	熊本県	6,216
44	大分県	3,454
45	宮崎県	4,046
46	鹿児島県	5,992
47	沖縄県	4,567

事業者（所在地）

No	都道府県	事業者ID数
	合計	118,739
1	北海道	5,008
2	青森県	1,026
3	岩手県	945
4	宮城県	2,917
5	秋田県	515
6	山形県	732
7	福島県	1,811
8	茨城県	2,169
9	栃木県	1,533
10	群馬県	1,483
11	埼玉県	8,357
12	千葉県	6,401
13	東京都	15,342
14	神奈川県	9,526
15	新潟県	1,312
16	富山県	859
17	石川県	1,233
18	福井県	716
19	山梨県	635
20	長野県	1,281
21	岐阜県	2,288
22	静岡県	2,982
23	愛知県	9,868
24	三重県	1,843
25	滋賀県	699
26	京都府	1,880
27	大阪府	9,961
28	兵庫県	3,910
29	奈良県	649
30	和歌山県	431
31	鳥取県	338
32	島根県	517
33	岡山県	1,652
34	広島県	3,594
35	山口県	1,387
36	徳島県	700
37	香川県	1,082
38	愛媛県	1,237
39	高知県	529
40	福岡県	4,333
41	佐賀県	519
42	長崎県	654
43	熊本県	976
44	大分県	607
45	宮崎県	609
46	鹿児島県	1,011
47	沖縄県	682

令和3年9月9日

山陽小野田市議会議長 小野 泰 様

要請者 山口市維新公園2丁目1-10

山口県建設労働組合（建設山陽）

執行委員長 吉村 修

小野田支部長 竹本 登

住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書

地域経済の慢性的低迷に回復の兆しが見えない今日、地域経済の活性化は喫緊の課題といえます。このような状況の下、地域産業全体の活性化に即効性を持ち、地域循環型の経済効果として大きな効力を発揮する「住宅リフォーム助成制度」が全国の自治体で大きく広がりつつあります。

建設産業は雇用創出効果も高く、また、建築・修繕などの工事に伴い家具・備品の購入にもつながるなど、他産業を含めて裾野の広い経済効果が見込める分野です。特に、地元の建設業者を活用することで、その効果は直接的に地域経済につながってきます。

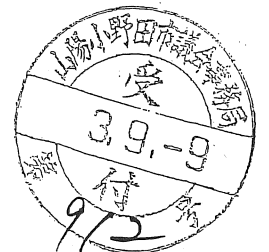
また、住宅リフォームの推進は、地域経済の活性化に大きくつながるだけでなく、既存住宅の耐震性・耐久性の向上につながり、市民の安全・安心な生活を営む上で、住環境の質の向上も図ることにもつながります。更に、省エネ・省CO2対策としての効果も期待できます。

貴市におかれましては、平成21年度から継続して制度を創設頂き、地域住民の住宅の質の向上につながるとともに、地元建設業者を活用することで地域経済にも大きな効力を発揮したものと思われまます。

つきましては、今後も市民の住環境の質の向上と地域経済を活性化させるため、下記の項目について実現されますよう、要請いたします。

記

1. 令和4年度以降も地元の建設業者を活用した「住宅リフォーム助成制度」を継続してください。



山口県内「住宅リフォーム助成制度」年度別状況

(1) 令和2年度 創設自治体・・・9市1町

- 下関市 (コロナ経済対策として緊急実施) ○宇部市 ○山陽小野田市
 ○美祢市 ○山口市 ○萩市 ○長門市 ○防府市 ●光市
 ○阿武町

(2) 年度別創設状況・・・下記のとおり

△・・・請願採択 ▲・・・陳情採択 ●・・・別制度

自治体	担当支部	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
下関市	下関											コロナ経済対策○
	豊浦				○	○	—	—	—	—	—	
宇部市	宇部	○	○	○	○	—	—	—	○	○	—	○
山陽小野田市	小野田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美祢市	美祢			○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口市	山口											
	吉南		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	阿東											
萩市	萩		3年計画									
	阿武		○	○	○	—	—	—	—	○	○	○
	見島		→									
長門市	長門		2年計画									
	長門		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
防府市	防府	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
周南市	徳山		H24.2									
下松市	下松	△	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
光市	光		△	●	●	●	●	●	●	●	●	●
柳井市	柳井			○	○	○	—	—	—	—	—	—
岩国市	岩国			○	○	—	—	—	—	—	—	—
阿武町	阿武				○	○	○	○	○	○	○	○
田布施町	熊毛南	▲										
上関町	柳井											
平生町	熊毛南	▲	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
周防大島町	柳井		→									
			○	○	○	○	—	—	—	—	—	—
和木町	岩国											
制度創設自治体数		2市	8市 2町	12市 2町	10市 3町	8市 2町	7市 1町	6市 1町	7市 1町	8市 1町	7市 1町	9市 1町

*光市●は、平成24年度からエコライフ補助金制度(複層ガラス・二重サッシ等へ補助)

令和3年度 山口県内の住宅リフォーム助成制度一覧

■創設自治体 8市1町

■令和3年度予算総額(2億6,950万円)

(7月本部把握分)

	市 町	募 集 期 間 (助成割合等)	予 算 額	担当課連絡先
1	宇部市	5月10日～11月30日 ※予算の範囲内(先着順) ※新型コロナウイルス感染症対応工事が必須工事 選択工事は健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事に限定 (工事費の50%、上限は15万円)	2,000万円	宇部市都市整備部建築指導課 Tel.0836-34-8434
2	長門市	4月1日～予算の範囲内(先着順) ・断熱リフォーム工事(工事費の20%、上限は50万円) ・一般リフォーム工事(工事費の20%、上限は20万円、市産木材使用で加算あり)	(地域商品券) 1,000万円 750万円	長門市建設部建築住宅課 Tel.0837-23-1149
3	山口市	5月10日～8月31日 ※予算の範囲内(先着順) (工事費の10%上限は20万円、子育て世帯は15%上限30万円)	(地域商品券) 1億5,400万円	山口市ふるさと産業課 Tel.083-934-2719
4	防府市	・第1次募集 4月27日～5月31日 ※予算の範囲内で先着順(工事費の5%、上限は10万円) ・第2次募集 7月27日～予算終了まで ※予算の範囲内で先着順(工事費の5%、上限は10万円)	(地域商品券) 3,000万円 (地域商品券) 2,000万円	防府市商工振興課商工振興係 Tel.0835-25-2147
5	光市	エコライフ補助金 4月26日～予算範囲内(先着順) ※太陽熱利用システム、LED照明設備、複層ガラスに限る	600万円	光市環境政策課環境政策係 Tel.0833-72-1465
6	美祢市	5月30日～予算範囲内(先着順) ・一般型リフォーム(30万以上の工事費の10%、上限は10万円) ・バリアフリー型リフォーム(10万以上の工事費の20%、上限は10万円)	(地域商品券 及び農産品等) 500万円	美祢市建設経済部商工労働課 Tel.0837-52-5224
7	山陽小野田市	5月10日～予算の範囲内(先着順) (工事費の10%、上限は7万円)	1,000万円	山陽小野田市建築住宅課 Tel.0836-82-1166
8	萩市	6月28日～1月31日まで※予算の範囲内 (工事費の10%上限は10万円、子育て世帯・三世同居近居はそれぞれ10%加算で加算上限額20万円、空き家リフォームは10%加算で加算上限30万円ただし内装等の仕上げに地域産材を10平方メートル以上使用すること) (萩地域産木材を10㎡以上使用する場合、その部分の費用に対して加算上限10万円) ※加算後の上限補助率は30%、上限50万円	600万円	萩市建築課建築係 Tel.0838-25-3673
9	阿武町	4月1日～12月20日※予算の範囲内(先着順) (工事費の10%上限は10万円)	100万円	阿武町土木建築課 Tel.08388-2-3112

※光市のエコライフ補助金制度もリフォーム助成制度として掲載。

- ※・山口市・防府市は前年度助成金利用者でも利用可。
- ・山陽小野田市は、1年の間を空ければ再び利用可。
- ・萩市は、3年の間を空ければ再び利用可。
- ・光市は同じ製品でなければ前年度助成金利用者でも利用可。
- ・長門市は申請後、5年度経過後は再び申請可能。
(過去の申請が、一般リフォームの申請のみの場合は申請可)
- ・宇部市、美祢市、阿武町は年度に関係なく1軒の住宅につき1度限りの利用。
(宇部市は新型コロナウイルス感染症対応工事のみは対象となる)

～ 参 考 ～

平成27年度	・ 県下全体予算総額	3億500万円
平成28年度	・ 県下全体予算総額	1億8,300万円
平成29年度	・ 県下全体予算総額	2億7,800万円
平成30年度	・ 県下全体予算総額	2億7,300万円
令和元年度	・ 県下全体予算総額	2億4,150万円
令和2年度	・ 県下全体予算総額	2億4,200万円

用水路(通称大河川)川床の原状回復及び
浸食防止対策に関する陳情書



件名 用水路(通称大河川)川床の原状回復及び浸食防止対策について

要旨 件名用水路において川床形状及び増水時に上流より運ばれた岩の配置により部分的に急流を生じ、同位置より下流部において川床が大きく浸食され橋の崩落、前面道路の陥没の危険性を生じており、川床の原状回復、浸食防止対策を願いたい。

経緯 平成28年12月6日、川床の浸食により橋桁の浮いた状況が顕著となり、橋の崩落の危険性があると思料されたことから、直ちにということではなく、これ以上の浸食を止めるため何らかの方策を取って欲しく、山陽小野田市土木課に別添資料を持参し説明に行ったところ、当該個所は正式には用水路であり担当が違うとの回答であり、担当部署にはこちらから資料を渡しておくとのことで同課に同資料を渡し、浸食は前面道路の下まで及んでいるであろう旨を口頭にて伝えた。

令和2年7月1日、前面道路に補修痕が認められたため、山陽小野田市土木課に赴き補修理由を尋ねたところ道路陥没による補修である旨の説明を受けた。

その時、穴の空いたバケツに水を注ぐように流出、陥没、埋め戻しを繰り返すのか抜本的な対策を講じるのか問うたところ抜本的な対策を取るとの返答であったが、以後何の対策もされていない。

令和3年9月1日、先の道路陥没補修時に埋め戻したものであろうと思料される大量の土砂の流出を認め、前回土木課で門前払いであったことから、今回は直接用水路の担当にコンタクトを取るべく山陽小野田市役所の代表に電話し農業用水路の担当をと伝え農林水産課に繋いでもらったところ、用水路の保守管理についてはそれぞれの水利組合であるとのことであったので同課に用水路管理者に現状の確認をして頂くよう依頼し、返答をお願いしたが今日まで何ら連絡のない状況である。

尚、同用水路は年を通して川としての機能を果たしており、降水時には相当な水流、水量となることを申し添えておきます。

理由 橋桁が浮いた状態にあり、たまたま挟まっている岩により荷重を支えている現状から崩落の危険性は大きく、前面道路も再度陥没の危険性があるため何らかの対策を取る必要性があるものと考えられることから陳情するものです。

また、橋自体は私有であるものの同浸食に起因する橋崩落については当然山陽小野田市により補償されるものと解しているが、前記経緯のとおり今まで全て口頭によるものであったため、文書として疎明資料を確保しておく必要があるものと判断し今回陳情書として提出することとした。

(資料3枚、別添資料3枚添付)

令和3年9月8日

陳情者

住所 北九州市門司区浜町2-4-902
持家 山陽小野田市大字郡5173番地

氏名 椎 木

はじめ

携帯

山陽小野田市市議会議員 小野 泰 様

所在地 別添資料1頁に同じ

写真撮影方向

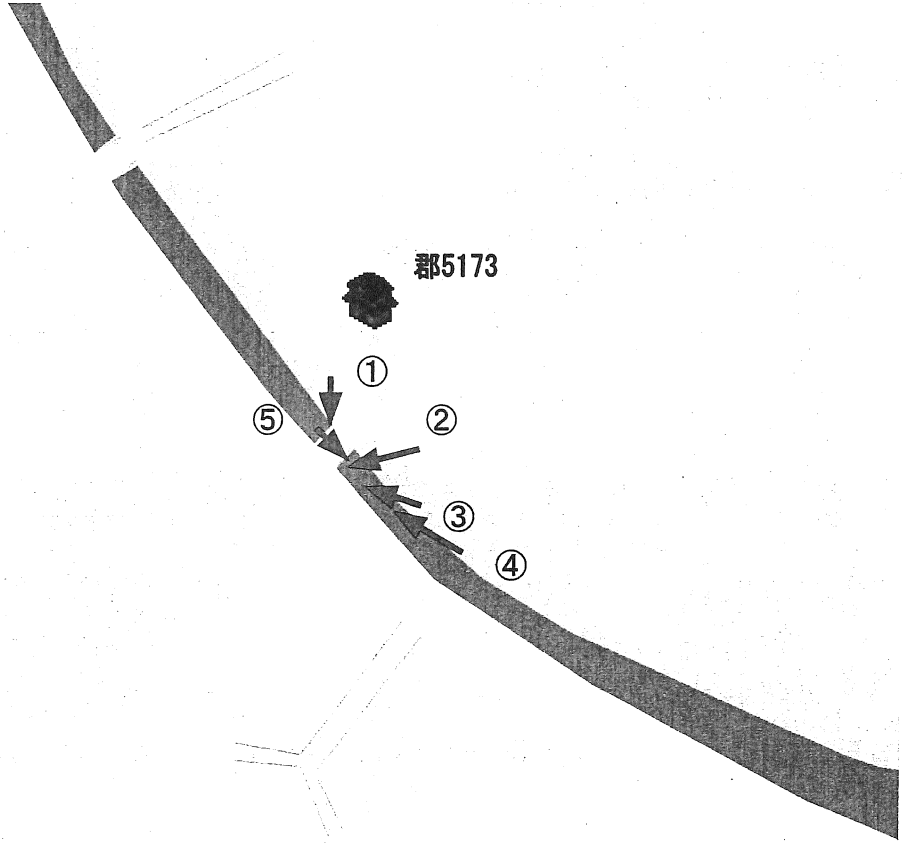
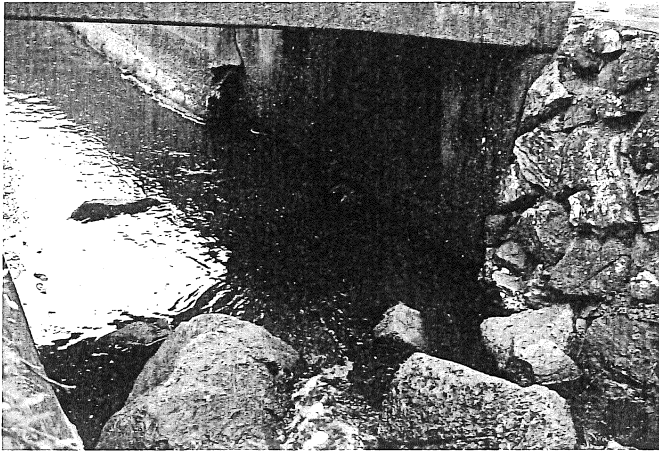
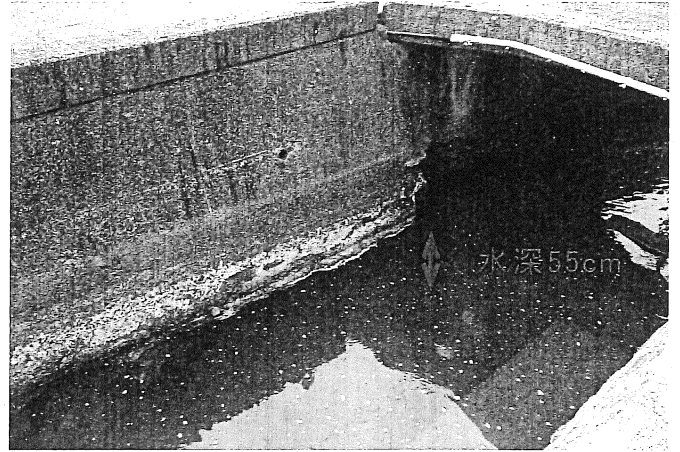


写真 令和3年9月7日撮影

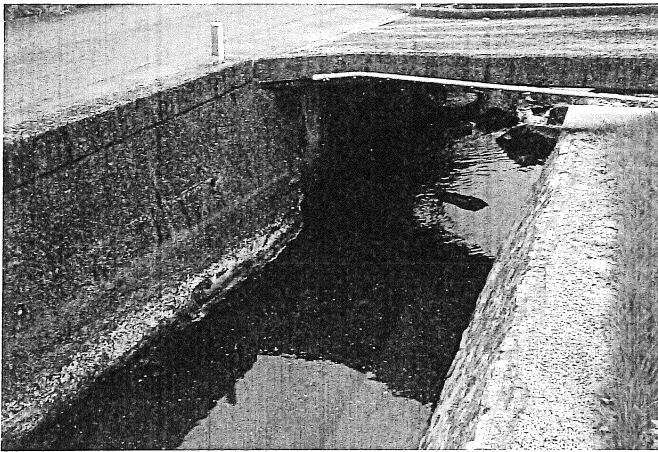
①



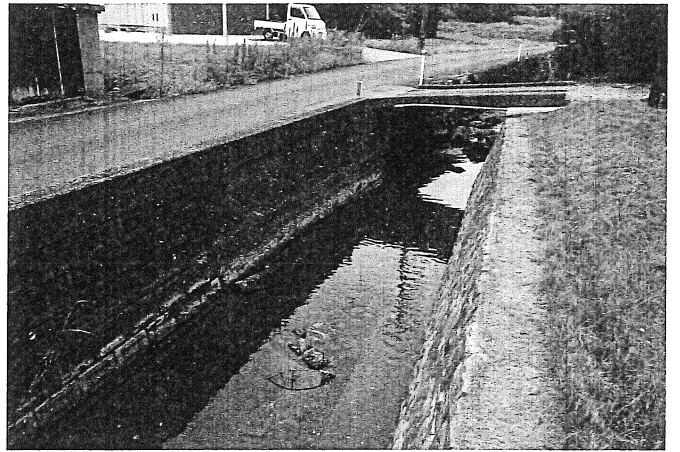
②



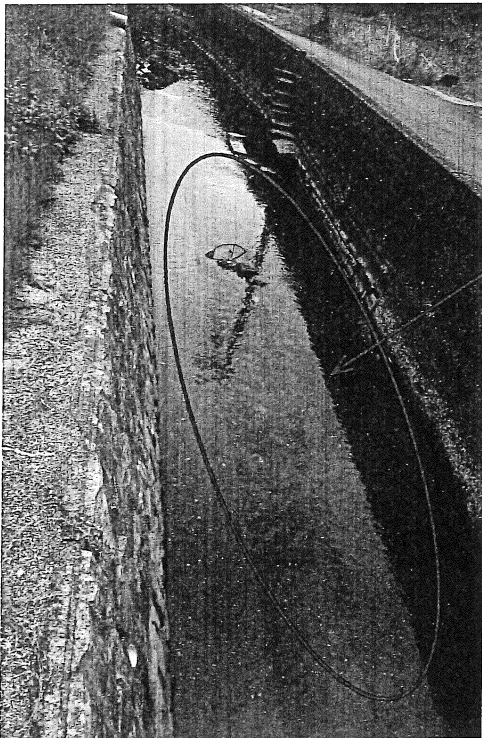
③



④

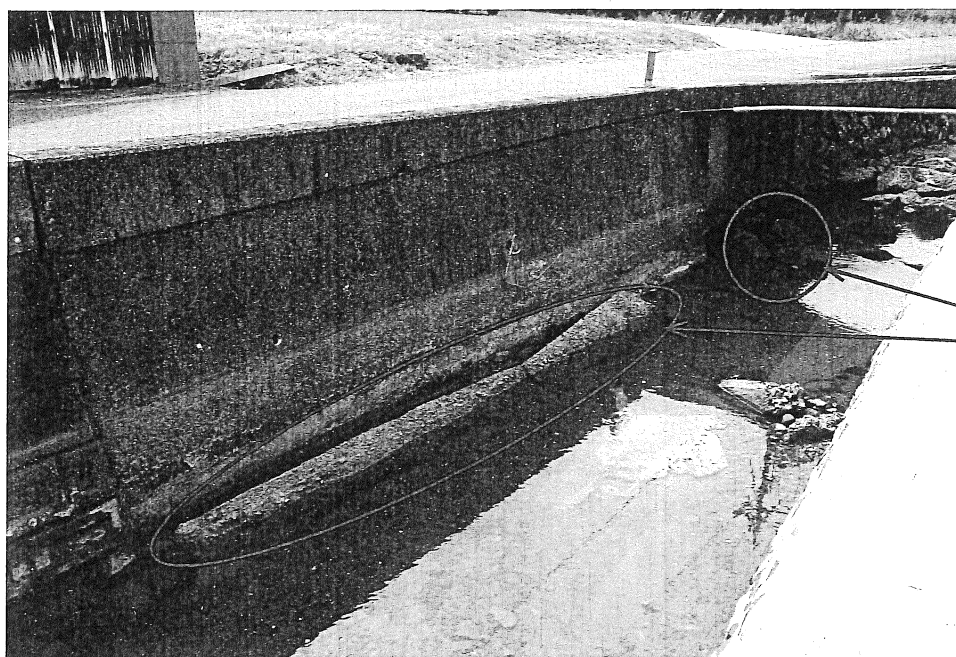


⑤



流出したと思料される土砂

平成26年9月10日の状況



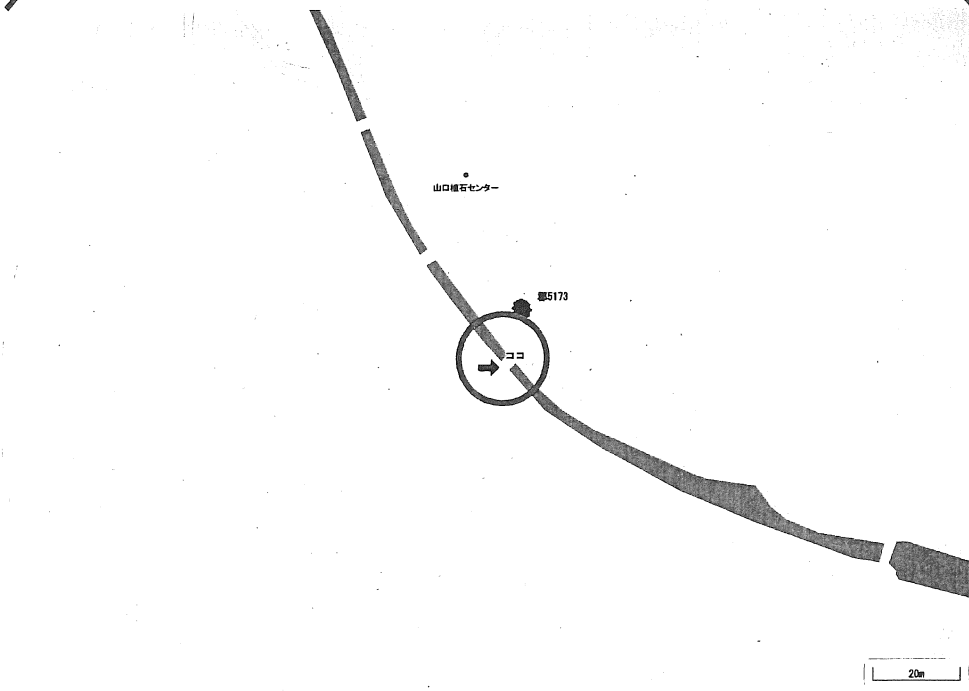
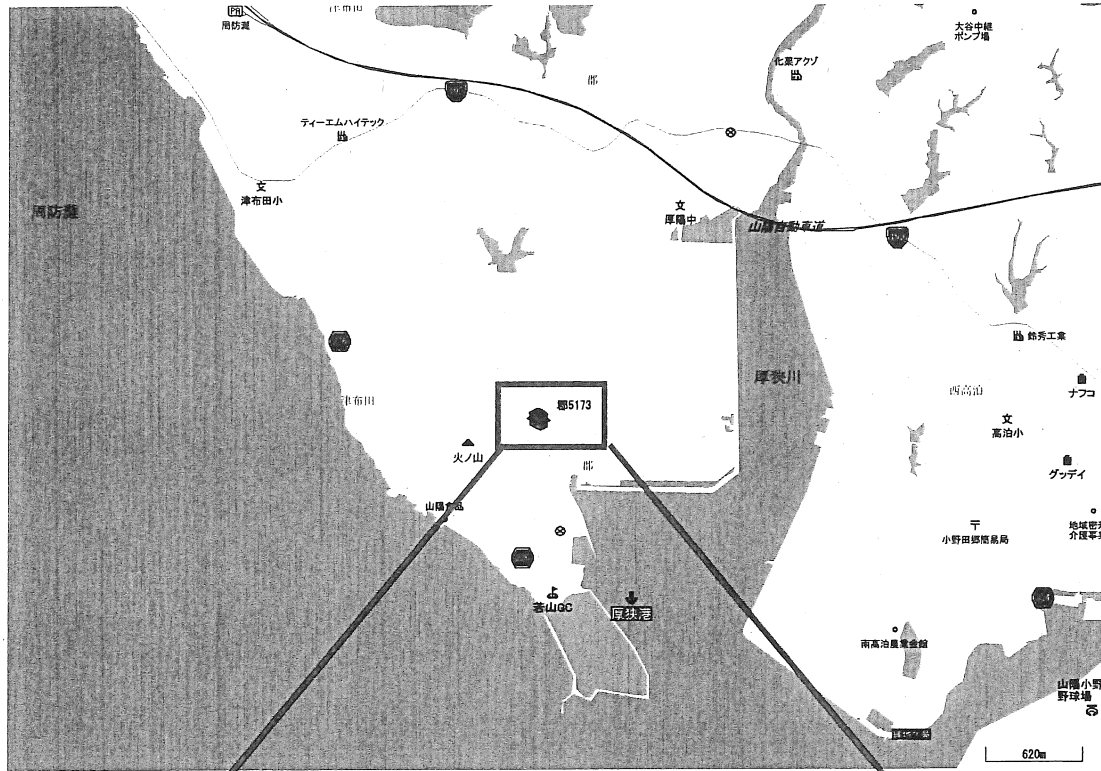
流失

道路陥没補修跡(令和2年7月1日撮影)



陥没箇所

所在地



写真撮影方向

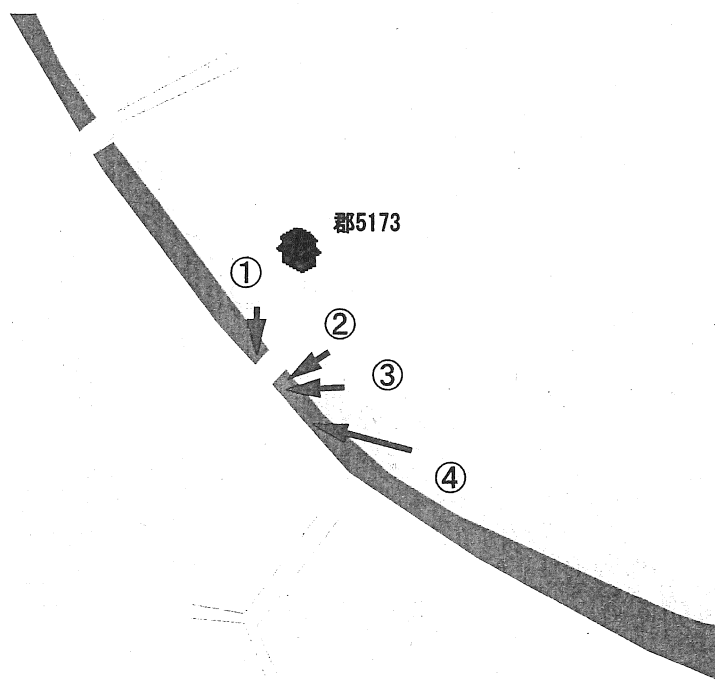
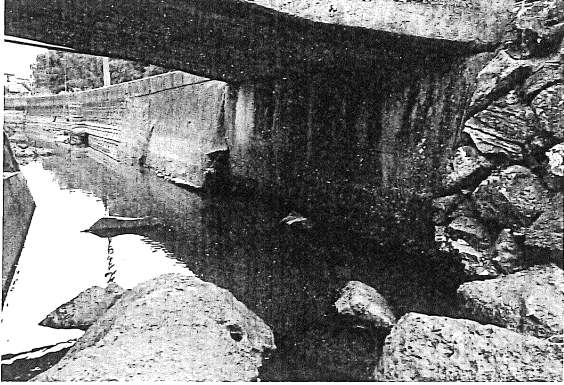
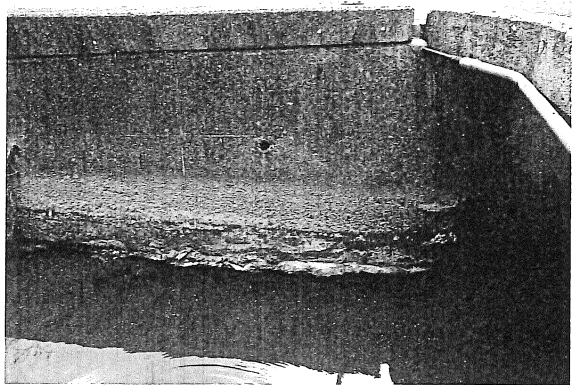


写真 (平成28年9月8日撮影)

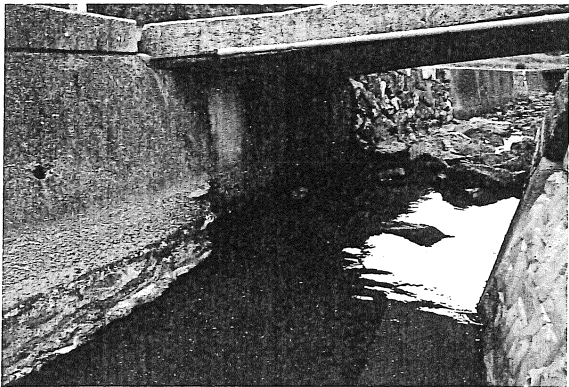
①



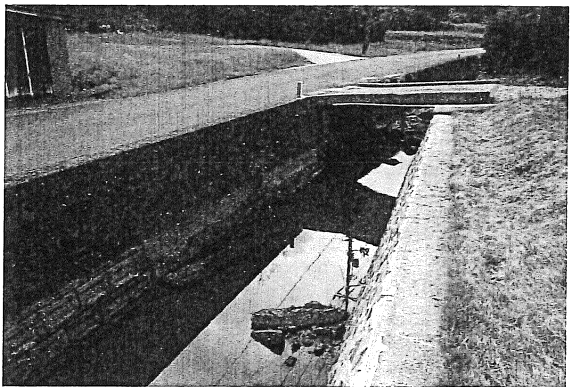
②



③



④



陳情書

件名

議会の規律を乱す議員への対応及び議会自立権維持の為の懲罰制度のあり方について

要旨

- 1 政倫審の調査結果に基づき謝罪文の朗読を命じられた山田議員は、これを拒絶したが、同議員に対して、議会としてこれ以上何の対応もしないのか。
- 2 議会の規律を乱す議員に対して、除名、議会への出席停止等の厳しい措置をもって望むべきであり、このような手続は用意されているのか。されていないとすれば、直ちに策定すべきではないか。

理由

- 1 山田議員によるブラック発言をめぐる帰趨

私は、山陽小野田市内に本店を置く太陽産業株式会社の代表を務めております。平成30年9月28日に開催された本会議において、山陽小野田市議会議員である山田議員が、弊社がブラック企業であると傍聴者が誤解するような発言をしたことをめぐり、抗議活動を行って参りました。

抗議活動の一環として、山陽小野田市議会に対して、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第5条の規程に基づき調査請求を行い、政治倫理審査会において、山田議員によるブラック企業発言及びその後の対応状況は、政治倫理条例第3条1号に該当する、議員としての品位を欠いた行為であると認定されました。政治倫理審査会の決定に基づき、山田議員に対して謝罪文の朗読が命じられましたが、山田議員はこれを拒絶しました。議長の要請を拒み、登壇した上で、謝罪文の朗読をすることもなく独自の見解・弁明を繰り返したことに対して、即日、問責決議が提出され、全会一致で可決されました。

山田議員は、政治倫理審査会の審査結果及び問責決議について、不当なものだと考えているようであり、直ちに、自らの広報誌において、これらの決定事項に対する抗議を行っております。このなかで、弊社の政治倫理審査会への申立が、弊社が不快に思ったから申し立てたものであるかのごとく記載しております。弊社が申立てを行ったのは、すべて自らの誤りから目を背け、抗議活動に対して攻撃を加えていた山田議員の対応が原因となっていることは、申立書の記載及び政治倫理審査会の審査結果からも明らかです。このように事実を曲げて自らの正当性を主張する山田議員の対応は看過できません。



- 2 以上のように、山田議員のブラック企業発言について、議会における一定の結論が示され、問責決議までなされましたが、山田議員の対応をみるに、何らの効果もなかったのではないかと感じております。そればかりか、山田議員は、全市民の代表で構成される議会の決定が誤りであるなどと大々的に広告しており、その過程で市民236名が不当に政治倫理審査会への申立を行ったかのごとき記載も存在します。

山田議員の行動は、自らの非を認めようとしめない常軌を逸したものであると考えますが、これに対する議会の対応は、問責決議まで出したのだからおしまいということでは済むのでしょうか。議会は、政治倫理審査会の審査結果及び問責決議を公開してはおりますが、その他の広報（たとえば、議会が発行している「The 市議会」への掲載等）は一切行わないのでしょうか。山田議員は、自らの広報誌において、前議長や議会議務局から謝罪を強要されたかのごとく記載もしておりますが、このように好き勝手に言いたい放題の議員を放置するようでは、議会としてもそれを容認しているものと受け取らざるを得ません。山田議員は、自らの正当性を広く広報しており、一方的な言い分を市民に広めております。これに反して、議会は、十分な広報を行っているとは言いがたい状態にあります。このような事態がまかり通るとするのであれば、議会内の規律維持など到底不可能であります。

議会内の規律を維持するためにも、議会として、毅然とした対応を取る必要があると考えます。山田議員は、一連の抗議活動においても一切反省の色を見せることはありませんでした。山田議員の反応を見るに、今後も山田議員は、自らの行いを自発的に振り返ることはないものと思われませんが、このような議員に対して、議会としては辞職勧告等の拘束力のない決議のみならず、除名や議会への出席停止等の具体的な対応をとるべきではないでしょうか。

今後のよりよい議会運営に資するために、また、市民に対する責任ある議会運営を実現するためにも、議会内において、議員に対する懲罰のあり方について、十分に審議し、然るべき手続を準備していただきたく、陳情致します。

以上

令和 3年 10月 16日

陳情者 山口県山陽小野田市新有帆町19番1号

杉山晶等

山陽小野田市議会議長 様

山陽小野田市議会

議長 高松秀樹 様

2021年11月12日

山陽小野田市厚狭2117-1

下瀬俊夫

改選後の議会運営に関する要望書



1、市民からの広聴活動について

前期の「議会モニター」の募集にあたって議会側から突然、公募中心の議会モニター制度をやめて「団体推薦」を制度の基本とする提案がされました。議会内でどのような議論によって制度変更がされたのか、市民には「多様な意見を聴くため」とする以上の具体的な説明は何もされませんでした。

その結果としてどのような「多様な意見」が寄せられたのでしょうか？

今年6月末に行われた議会広聴委員会と議会モニターとの意見交換会でも、年間を通じて各モニターから提出された意見や議会傍聴等の資料は何も配布されず、変更された議会モニター制度に関して広聴委員会の総括的な見解も何も明らかにされていません。これでは議会改革という名が泣くというものです。

改選後、新たに設置する「議会モニター」制度に関しては、明確な方向性を定め、真に議会改革に役に立つ市民参画の制度として確立していただきたい。

2、議会運営ルールの例規体系の見直しについて

前期議会の議会運営の中で様々な「申し合わせ」事項の形骸化が進みました。

例えば「申し合わせ」事項の第3章陳情及び請願等の115項では、「請願及び陳情等は、原則として定例会に関する議運開催日の前日までに受理したものを当該定例会において処理する」と書かれていますが、「先例があった」との理由で会期中に受理された陳情が議題にされた事例が発生しました。その陳情が真に緊急性があったのかの検討やどのような「先例」があったのか議論はありませんでしたが、「申し合わせ」事項変更手続きが何も行われず、「申し合わせ」事項が簡単に反故にされてしまった事例でした。この「申し合わせ」事項だけでなく会議規則に関しても議会運営のルールということで一般市民が何ら係わる事ができないものでした。

改選後の市議会においては、現在の会議規則、委員会条例、申し合わせ事項等の例規体型の積極的な見直しを行い、市民に開かれた市議会にする必要があります。

既に議会改革の先進的な自治体議会では、市民に分かりにくい会議規則と委員会条例の「形式的上下関係」を一般的な法体系に改め、「会議条例と会議規程」に再

編する例規体系の見直しが行われています。（例えば滋賀県大津市議会など）それは ①議会内のルールであっても市民の直接請求によっても改正可能な条例にしたこと。②議会運営の手續に関する条項などは機動的改正が可能な議長告示形式の「会議規程」に規定し、「申し合わせ」事項などの不透明な規定も「会議規程」に取り込み、議会運営ルールのほとんどをホームページ上でも閲覧可能な「見える化」が図られています。

3、「秘密会」の解除等について

前期議会では地方卸売市場問題に関して産業建設委員会で「秘密会」が決議され、参考人招致が行われました。当初、当然のように委員会の会議録等は公開措置が取られませんでした。ある時期「秘密会」解除の決定がされ、一部の委員会の会議録が公開となりました。しかし現在、何故か再び会議録が非公開とされています。それは一部の参考人が「会議公開」に反対したためだといわれています。

もし仮に一部参考人が自らの証言が表沙汰になると「法令違反」に問われることを恐れたからだともいわれています。今回の参考人招致は地方卸売市場の問題解明のための委員会審査であったことを考えれば、一部参考人が果たした「役割や問題点」を明らかにしなければ、不正に議会が手を貸す結果になるのではありませんか。何のための参考人招致かといわざるを得ません。「秘密会」解除の手續きや要件などのルールを明確にするとともに、一度は会議録の公開を行った委員会としては、もっと一貫性を持った対応をすべきではありませんか。

4、議員の自由な発言を保証する措置について

本来「議会内の議員の発言は法に反しない限り自由である」ということは論を待ちません。しかし前期議会ではその自由であるべき議員の発言が抑制される様々な事案が発生しました。それも陳情や政治倫理審査会設置要求など、市民側からの提起によって議会に「議員の発言への適否を求める」事態として生まれたのです。

はたして市民から「議会内の議員の発言の適否や是正を求める」との陳情等による議会への提起は正当なのでしょうか。地方自治法や会議規則での議員の発言の規制は、あくまで議会内部の規律、自己規制としての位置づけがされているのではありませんか。それは外部からの干渉を受けない「議員の自由な発言の保障」との関連があるからです。

(1) 住民の負託を受けた議員の議会活動の自由

議会内での議員の活動について、住民の負託を受けた議員は、自らの判断と責任において行うのであり、法の定め反しない限りで、かかる活動を自由に行うことが保障されていると一般的に認識されています。この法の定めとは地方自治法や会

議規則にその定めがあります。山陽小野田市議会会議規則第5章の規律の各項では議会内で守るべき議員の規律が列記され、第6章懲罰ではその規律に違反した議員に対する懲罰の手続きが具体的に明記されています。それはあくまで議会内部の規律、懲罰として規定されているものです。議会内で行われる議員の発言、討論、表決等の基本的な議会活動は、外部からの干渉を受けない、議員の自由な活動の保障があって初めて可能な活動であって、当然、議会内の規律違反事件は議会の内部規律問題として、地方自治法や会議規則に明記されているではありませんか。

(2) 政治倫理条例の位置づけを明確に

本来、議会内での議員の発言等への懲罰は、会議規則第160条1項「懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない」と定め、第2項では「前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない」との規定があります。

しかし前期議会では、数年前の議会内での議員の発言がこの政治倫理条例違反事件として市民から議会に提起されました。政治倫理条例の規定に「議会内外の文言がない」との理由だけで、数年前の議員の発言が「不穏当」発言と認定され、懲罰の決定が行われたのであります。政治倫理条例の成り立ちや本来の目的が議論されることもなく、また地方自治法や会議規則との関わりに関しても何の議論もされず、市民による請求が正当なものとして結論が出されたのです。

議会の内部規律問題としての「規律、懲罰」のあり方をどのように規定するのか、そのことの議論が必要です。また政治倫理条例が「議会外の議員の活動及び職権を利用した不正行為（政治倫理）」の規制を目的とした、本来の政治倫理条例の位置づけを明確にした条例改正が必要ではありませんか。

以上

令和3年11月12日

山陽小野田市議会議長 高松 秀樹 様

デジタル化推進特別委員会設置の要望書

新型コロナウイルスの感染拡大への対応を契機に、デジタル化による市民サービス向上の取組を速やかに進める必要性が顕在化しました。国では、デジタル化の必要性から、全自治体を対象とした住民記録、税、社会保障など基幹系システムの標準化・共通化及び国全体のデジタル化の司令塔となる「デジタル庁」設置し、山口県においては DX に係る施策を総合的に推進するとともにデジタルガバメントの構築に向けた取組を推進するため、知事をトップとする「山口県デジタル推進本部」を設置しました。また山陽小野田市においても、持続可能な地域社会を構築し、デジタル技術を活用した質の高い行政サービスを持続するため、令和3年度から民間企業から派遣された方をトップとする「デジタル推進室」を設置しました。

山陽小野田市議会としても、加速するデジタル化の動きを捉え、行政手続きのオンライン化をはじめとする、コロナ禍を踏まえた市民サービスの向上や持続可能な行政運営を念頭においた既存業務の効率化等を、デジタル化の推進により目指していく必要があります。これらの課題について、調査・研究・提案を行う事を目的としたデジタル化推進特別委員会の設置を要望いたします。

会派 創政会

代表 松尾 数 則

